



毎週月曜日発行

購読料3か月10,500円 振替口座 00950-4-106153

昭和62年11月14日第三種郵便物認可 ©物流産業新聞社 2010

物流産業新聞社

I S O 9001:2000認証取得 審査登録機関:L R Q A

東京本社 東京都港区新町7(ロケーションビル4F) 電話03(3226)9571(F)  
中部本社 名古屋市中村区尾道町2-2 電話02(561)22300(F)  
大阪本社 大阪市東区山崎3-15-14 電話03(5609)4200(F)

全国13拠点をネットワーク

トレラハウスで  
市街化調整区域に  
8営業所で認可、3営業所が申請中

09年12月、千葉県の関東圏を中心に全国で中堅トラック事業者が「トレラハウス」を利用した拠点事務所を市街化調整区域で初めて開設。中小の旧区域事業者にとってハードルの高い市街化調整区域への進出が、トレラハウスの利用で可能になった。昨年も信濃運輸(トピック事業部(埼玉県越谷市)や日

関東圏を中心に全国で「トレラハウス」による市街化調整区域への進出が相次いでおり、現在、8営業所が正式認可を取得、3営業所が申請中だ。

さいたま市で認可を受けた又新運輸(等井岳司社長、川崎市多摩区)の埼玉営業所は、88年にいわゆるスーパードームを設け、営業している事業者は多い。業界の地位向上の阻害要因と

DMで存在を知り、足している。この先「半信半疑」で日本トレラハウス協会に依頼。「本当に認可が取れるのかどうか心配した。時間はかかったが認可が取れたので満

J C B A (日本建築行政会議)が「決められた設置方法で設置した場合のトレラハウスは建築基準法第2条第1号で規定する建築物に該当する。同協会は「中小トラック事業者でも正規の方法でトレラハウスを設置すれば問題なく認可される。不明な点があれば相談してほしい」と呼び掛けている。

県野田市)、鶴見運送(大分県別府市)など、いもの交換する」とい

が、老朽化に伴い新しい点でも好都合だった

がトレラハウスで可能になった。「非合法的に調整区域に事務所を設け、営業している事業者は多い。業界の地位向上の阻害要因と

が認められたので満

ない」と定めたことがきっかけとなり、市街化調整区域でトレラハウスが認可事務所になることができた。一昨年に発足した日本トレラハウス協会が各種設置検査を行い、管轄する自治体に検査報告書を提出するなど責任の所在も明確化。

又新運輸の笠井社長



道